

◇万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例及び大阪港湾局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

- 1 大阪府における非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することになりました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することになりました。

(総務局人事部給与課)